

平成25年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成25年3月11日 午前10時00分 開会
午後 2時42分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員16名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
18番 白 石 栄 一	

欠席議員1名 17番 南 要

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 春 木 孝 祐 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 議第2号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 議第3号 葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて
- 日程第7 議第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第8 議第5号 葛城市水道法施行条例を制定することについて
- 日程第9 議第6号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第7号 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第11 議第8号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第12 議第9号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第13 議第10号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第14 議第11号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 議第12号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第13号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第14号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第15号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第16号 平成25年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第20 議第17号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第18号 平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第19号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第20号 平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第21号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第22号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第23号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

日程第27 議第24号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第28 議第25号 平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

寺田議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、平成25年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

まず初めに、東日本に甚大な被害をもたらし、多くの尊い人命を奪うとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした東日本大震災の発生から、本日でちょうど2年となるわけでございます。犠牲になられました方々、そのご遺族に対しまして、改めて哀悼の意をあらわしますとともに、2年が経過した今も依然として避難を余儀なくされるなど、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

これより、犠牲者の方々のご冥福をお祈りし、ここに黙禱をささげたいと思います。場内におられる皆様、どうぞご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

寺田議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

(着席)

寺田議長 本日、平成25年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成25年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけでございますが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、お願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第28までの25議案でございます。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年第1回葛城市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、人事案件を初め、条例の制定及び改正、また平成25年度一般会計及び特別会計予算など、25議案の案件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

市長2期目、就任後初となる新年度の予算編成、市政運営の新たなかじ取りの年度に臨み、

改めて本市の発展と市民皆さんの福祉の向上のために、渾身の努力をする覚悟をいたした次第でございます。なお、私の考えや思いにつきましては、平成25年度施政方針において述べさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

寺田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、春木孝祐君、15番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審査方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆様、おはようございます。平成25年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る3月1日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成25年度の施政方針がございます。

次に、日程第4、議第2号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。

なお、本案は人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第6、議第3号から日程第9、議第6号までの条例の制定及び一部改正4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれの所管の常任委員会へ付託し、審査願います。なお、総務文教常任委員会には議第3号及び議第6号の2議案を、民生水道常任委員会には議第4号及び議第5号の2議案をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第10、議第7号議案、規約の変更につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、民生水道常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第11、議第8号から日程第18、議第15号までの平成24年度各会計補正予算の8議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会及び特別委員会に付託し、審査願います。総務文教常任委員会には議第8号の関係部分及び議第12号の2議案を、民生水道常任委員会には議第8号の関係部分、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の6議案を、都市産業常任委員会には議第8号の関係部分及び議第13号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。また、新クリーンセンター

建設事業特別委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会の2つの特別委員会につきましても、議第8号の関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第16号から日程第28、議第25号までの新年度予算10議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月11日から28日までの18日間とし、13日午前10時より本会議、一般質問を行います。同じく14日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。また、本会議終了後、2階の203会議室におきまして議会全員協議会が開催されますので、よろしくお願いをいたします。15日午後2時より総務文教常任委員会、18日午後2時より都市産業常任委員会、19日午後2時より民生水道常任委員会を開催願います。21日午前9時30分より新クリーンセンター建設事業特別委員会、同じく21日午後2時より尺土駅前広場整備事業特別委員会を開催願います。3月22日、25日、26日は、いずれも午前9時30分より予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。27日は予備日とし、28日午前10時より本会議を開会いたします。まず会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれの委員長よりご報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましても、委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告とさせていただきます。どうか皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

寺田議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日11日から28日までの18日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11日から28日までの18日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成25年度施政方針を受けます。

市長。

山下市長 本日、平成25年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、平成25年度当初予算案を初め、市政の重要案件について私の所信を申し述べ、改めまして議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年10月に市民の皆様の方強いご支援と厚いご支持を受け、再び市政のかじ取りをさせていただくことになりました。市政改革を旗印に船出したしました1期目には、情報公開、役所改革、教育改革、産業改革等、目標とした5つのビジョンを掲げさせていただきました。この1期目の4年間では、市民の皆様からの深いご理解と多大なるご協力を賜りながら、事務事業の整理、合理化等の行財政改革を進めさせていただいた結果、おかげさまで財政的にもより一層の健全化を図ることができました。また、タウンミーティングや各地区の行事等にもできる限りお伺いし、多くの方々と意見交換することにより、市民の皆様とともに市政運営できるよう努めてまいりました。2期目に入った今、この動きをとめることなく引き続きこれらを実践目標の基本としながら、市民の皆様とともに創意工夫を加え、より健全でより安心なまちづくりを進めてまいります。

さて、市政を取り巻く昨今の情勢につきましては、新たに発足をした第2次安倍内閣において、政権に課せられた使命はまず強い経済を取り戻していくことであるという強い意思表示がなされたところでございます。平成24年後半には、それまでの円高の進行や世界景気の減速等を背景に、輸出、生産が落ち込み、景気は弱い動きとなっております。しかし一方では、新政権の発足とともに景気回復への期待を先取りする形で円高修正が進み、株価も回復し始めました。そして、このような改善の兆しを適切な政策対応により景気回復につなげていくという認識のもと「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢で力強く経済政策を進めるための取り組みの第1弾として、平成25年1月11日に、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定されたところでございます。

新政権による予算編成方針は、『15カ月予算』の考え方で、平成24年度の大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行する」とされております。平成24年度補正予算につきましては、緊急経済対策の主眼である「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」を柱として13兆円規模で編成されており、地方公共団体には1兆4,000億円程度の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金が盛り込まれております。それに続く平成25年度予算につきましては、財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とされる中で、補正予算と同様に、上記3分野を重点化して編成される見通しでございます。本市といたしましては、国の新しい政策に迅速かつ的確に対応できるよう、

情報収集に努めてまいります。

このような情勢の中にあつて、本市におきましては、これまで歳出削減の積極的な取り組みや安定した市税収入の確保により、先ほど申し上げましたように、財政指標の面では比較的健全な財政運営を維持してまいりました。平成23年度の一般会計決算では、長引く景気の低迷等から、個人住民税で約2,800万円、市税全体で対前年度比約3,560万円の減収となったものの、国の臨時交付金や地方交付税等が増加したこともあり、基金積み立てを行い、さらに実質収支において7億8,600万円余りの黒字となったわけでございます。

しかしながら、総務省の「平成25年度地方財政対策の概要」に示されております平成25年度地方交付税の見込みにつきましては対前年度比マイナス2.2%となり、また、本市歳入予算の根幹をなします市税収入におきまして、企業の業績不振に伴う減収が予測され、特に法人市民税と固定資産税にありましては大幅な減収が見込まれるところでございます。

一方、歳出面におきましては、扶助費や特別会計への繰出金の増額が見込まれるほか、とりわけ新市建設計画に基づく普通建設事業費につきまして、例年に比べ突出した年度となることから、厳しい財政運営を強いられることとなりました。

以上のような憂慮すべき状況を踏まえ、新年度の予算編成におきましては、限られた財源の中で経常的な経費について引き続き「枠配分予算」を取り入れ、可能な限り経費を切り詰めるとともに、税収の確保はもとより、本市の諸事業を実施するに当たり、国や県の補助事業等のうち、少しでも有利かつ有効に活用できるものは積極的にその獲得に努めてまいりました。そして、主要な施策につきましては引き続き「明るい葛城市づくりのための5ヶ条」プランを実践目標の基本としながら、新ビジョンに掲げております「子育て」「福祉」「安全・安心」「環境」「基盤整備」「産業・観光」の6つの項目をその柱とし、財政の健全化に留意しながら積極的に予算計上させていただきました。

それでは、新年度の主要施策の概要につきまして、その柱となります「6項目の施策」に沿ってご説明を申し上げます。

子育てにつきまして、安全・安心な子育てでございます。

乳幼児等医療費助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一環として、新年度も入院と歯科診療分に限って、医療費助成を小学校卒業時まで実施してまいります。

また、新ビジョンに掲げました中学校卒業までの大幅な拡充につきましては、平成26年度からの円滑な実施に向けて準備を進めてまいります。また、県から市町村に権限移譲される未熟児医療費助成を新年度から実施するとともに、ひとり親家庭等医療費助成につきましても引き続き実施してまいります。

次に、妊婦健康診査につきましては、引き続き妊娠期間中の健診費用の公費助成を行って母子の健康管理に努め、安心して妊娠・出産ができる体制を確保してまいります。

また、早期出産等のため、未熟児や低体重で生まれた赤ちゃんとその保護者に対しましては、新年度より保健師や助産師が訪問する未熟児訪問指導を行い、安心して育児ができるよう支援を行ってまいります。

さらに健やかな成長・発育のため、特に支援が必要な乳幼児とその保護者に対しましては、

発達相談員による「子育て相談」や「療育教室」を実施し、関係機関との連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

地域で支える子育てにつきましては、保育所につきましては公立保育所と私立保育園との連携を図り、保護者のニーズに合った保育サービスの提供に努めてまいります。

また、2年間の継続事業であった公立の磐城第2保育所の完成により定員を200人に増員するとともに、私立保育園の建替え等につきましても建設支援、協力を講じることで、葛城市全体でより安全で快適な保育環境の確保、充実に努めてまいります。さらに、放課後の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりとしての「学童保育事業」につきましては、指導員が研修で得た知識を十分に生かし、より充実した学童保育を実施してまいります。

一方、親と子を対象とした子育て支援として、まず乳幼児を対象として子育ての孤立化を防ぎ、その健全な養育環境を確保するため、「こんにちは赤ちゃん事業」としての訪問事業を、引き続き地域の民生児童委員の方々のご協力により実施してまいります。次いで、就園前の乳幼児を対象として、親子が自由に遊び、子育ての悩みを相談できる場として、「子育て支援センター事業」の一環としての「つどいの広場」等を引き続き開設し、きめ細やかな子育て支援を実施してまいります。また、地域ぐるみで子育てができるよう、子育て支援ボランティアやファミリーサポート援助会員の育成を図り、子育ての先輩として親子にかかわってもらうことで安心して子育てができるよう、引き続き支援してまいります。

さらに新年度、新たな取り組みとして、子育て中の親子がきずなを感じながら自分の住む地域で安心して子育てができることを目的とする地域での居場所づくり（子育てサロン）助成事業を行う社会福祉協議会に対し、支援をしてまいります。

子どもたちの安全の確保として、子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実に図るため、忍海小学校校舎及び白鳳中学校屋内運動場の耐震補強・大規模改造工事を初め、新庄小学校附属幼稚園の改築工事に取り組んでまいります。これにより、市内各小・中学校の耐震化が100%達成でき、子どもたちが安心して学べる環境が整います。また、當麻小学校南棟校舎及び新庄中学校南棟西校舎、並びに新庄中学校屋内運動場の大規模改造工事にかかる実施設計、磐城小学校附属幼稚園の耐震診断・補強基本計画の業務委託も進めてまいります。

学校教育の充実として、学校教育におきましては、生涯学習課とともに取り組みます「学校地域パートナーシップ事業」に加え、郷土・葛城市の歴史や文化遺産等について指導する授業計画の立案や、その実践を推進し、児童・生徒に郷土を愛し、誇りとする心情や態度の育成を図ってまいります。

また、学校地域パートナーシップ事業として、学校教育の充実と地域・家庭の教育力向上を図るため、市内各小、中学校に学校支援地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアの派遣等を行いながら、環境整備支援活動等を中心に推進しているところがございます。新年度からは、平成24年度まで「学校・地域連携事業」として取り組んでまいりました実績を活かしながら、各学校ごとに「学校コミュニティ協議会」の設置を検討し、子どもたちが生き生きと学習できる学習環境をつくるとともに、地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が協働して子育てや教育に臨む仕組みを構築してまいります。

子ども・若者育成支援事業といたしまして、現在、「葛城市子ども・若者支援地域協議会」の運営とともに、ニート、ひきこもり傾向にある若者に対する相談業務に係る事業を當麻文化会館内サポートルームにおいて実施し、今年で4年目を迎えるところでございます。サポートルームにおける相談業務につきましては、広報誌等を通じて市民の皆様幅広くPRを行いながら、週4日（月・木・金・土曜日）実施し、現在では徐々に相談件数がふえております。

事業の推進に当たりましては、専門の臨床心理士及び職員等を配置して相談や助言等に携わるとともに、地域協議会におきましては地域として支援が必要な子ども・若者にどのような支援が可能か、どのような体制が有効であるかを関係機関等のご意見を伺いながら協議検討を重ね、関西大学との連携協定に基づく人的支援や知的資源の提供も引き続き受けながら、事業の効果的な推進に努めてまいります。

今後も本市の子どもや若者が健やかに成長することを願い、地域協議会の運営とともに教育相談室とも一層連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援を引き続き行ってまいります。

読書推進と地域を支える人づくりにつきまして、子どもたちが豊かな感性を育む本に出会い、読書に向かう意欲を高めるよう、家庭、学校及び地域等と連携しながら読書活動の推進に努めてまいります。

また、新年度は図書館システムの更新を行い、他団体との図書館システムの共同化を実現させ、コストの削減と業務の効率化を図るとともに、市民の皆様の多様なニーズに対応する資料や情報の提供に努め、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。

続いて、福祉でございます。

サテライト型のまちづくり構想につきまして。さて、私が就任当初から思い描いてまいりました構想であります「サテライト型のまちづくり構想」でございますが、2期目就任に当たり、その実現の第一歩として、まず試行的に市内2カ所の公共施設に職員等を常駐させ、住民票等、身近な証明書の発行サービスを行ってまいります。将来的には各大字の公民館で、そこを訪れる市民の皆様のご相談をお伺いし、ワンストップサービスの提供、地域住民のだれもが集い、語り合えるコミュニケーションの醸成の一助とする居場所づくり、また緊急時の一時拠点等の諸施策を模索してまいりたいと考えております。

続いて、障がい者福祉の充実でございます。障がい者及び障がい児福祉につきましては、国の法改正により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」に改正されました。それにより、法令で定める難病等により障がいがある方も障がい者の範囲に追加されました。児童に関しても同様で、児童福祉法も改正され、治療方法が確立されていない疾病や特殊な疾病によって、法令で定める程度の障がいがある児童も障がい児に加えられました。

また、県からの権限移譲により、市において障がい児に対する育成医療費の支給の決定を行うことになりました。加えて、身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成する制度も始まります。

このようにめまぐるしく制度が変わる中、市民の皆様には正確な情報を迅速に提供するとともに、障がいの有無によって分け隔てされることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、関係機関、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供ができるよう努めてまいります。

また、本市独自の事業として、「重度心身障害者等福祉年金」「心身障害者介助慰労金」「特定患者給付金」「心身障害者慰問金」等も引き続き実施してまいります。

続いて、生活保護受給者への支援として、奈良県下においては大企業の撤退が相次ぐ中、雇用情勢が以前にも増して厳しい状況にあります。こうした中で本市におきましては、「第2のセーフティーネット」と呼ばれるハローワークでの職業訓練受講給付金制度及び社会福祉協議会の総合支援資金貸付等の制度説明及びその活用を行い、また離職を余儀なくされ、住宅喪失のおそれのある方に対しましても、引き続き住宅手当の支給を実施してまいります。

なお、自立支援の推進に当たりましては、関係部署やハローワークとも連携を密にして、就業指導及び適切な相談や助言等を行ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実でございます。高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、地域社会とのかかわりが希薄になることで高齢者が地域から孤立しないよう、日常生活の支援や見守り等、地域で高齢者を支える体制づくりを引き続き実施してまいります。

介護を必要とする高齢者や、今後は認知症高齢者の増加も予測されることから、そのような方々を支えるご家族に対しましては、認知症予防教室の開催、適切かつ充実したサービスの提供、介護相談等、総合的な対策に取り組んでまいります。

さらに、ひとり暮らし高齢者への日常生活支援、自立支援、元気な高齢者に対する仲間づくりや生きがいがづくり等の社会参画の促進等、介護予防事業への参加、促進に向けて啓発を推進してまいります。

また、新たに高齢者がだれでもいつでも気軽に集い、語らえる仲間づくりや生きがいがづくりを目的とする地域での居場所づくり（いきいきサロン）助成事業の推進を行う社会福祉協議会に対し、支援を行ってまいります。

次に、地域支援事業の一環として、新たな機械を導入しての「緊急通報体制整備事業」を推進し、ひとり暮らし高齢者等の介護予防、健康相談、見守り強化を図り、ケアネットワークの充実に取り組んでまいります。

第5期介護保険料につきましては、引き続き現行の介護保険料基準額の維持に努め、だれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、サービスが必要な方に適切な支援が行える体制づくりに努めてまいります。

次に、公共バスにつきましては、本市社会福祉協議会の協力により、ゆうあいバスとも連携を図ることで利便性の向上を図り、今後も利用状況や市民の皆様のご意見を参考に、より多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。

一方、県内の民間路線バスの運行は、マイカーの普及と長引く不況や少子高齢化等の影響

から大変厳しくなってきました。奈良県では、この問題を県内全体の問題とすることから、奈良県地域交通改善協議会が設立され、県内全ての市町村が参加して、今後の改善策を検討していくことになりました。本市の公共バスについても、協議会の動向や民間路線バスとの連携等、さまざまな状況を想定しながら、その運行内容について可能性を模索してまいりたいと考えております。

買い物困難者生活支援システム調査事業につきまして、緊急雇用創出事業として歩行が困難である等の理由により、日常的に買い物に不自由しておられる世帯の方を対象に、地域が自律的にその支援を図るといった活動の仕組みの基盤づくり、及び実効性を持った稼働を推進してまいります。

ご協力の合意をいただいたひとり暮らし高齢者等、約100世帯を対象に、調査員が定期的に当該世帯を訪問し、通信ネットワークを通じて日常の食材や日用品の調達の支援を行ってまいります。

次に、健康づくりの推進についてでございます。平成24年度、健康なまちづくりを推進するため、第2期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」を策定いたしました。この健康増進計画をもとに、子どもから高齢者まで健康で明るく、いきいきと輝く活気のある住みよい葛城市を目指し、各種団体や関係機関と連携して健康づくりを推進してまいります。

また、特定健康診査につきましては、1人でも多くの市民の皆様を受診していただくよう、さまざまな機会を利用して周知を図り、受診しやすいよう健診にも工夫を凝らし、健診結果による特定保健指導等、生活習慣病の予防に努めながら健康支援を行ってまいります。

次に、スポーツ活動の振興についてでございます。新年度におきましても著名なアスリートをアドバイザーとして招致し、豊かな経験と卓越した技術をもとに、講演や実技指導等をしていただく「葛城市スポーツアドバイザー制度」を継続し、子どもから高齢者までスポーツに親しみ、楽しみながら体力づくりが行えるよう努めてまいります。

また、より多くの市民の皆様にはスポーツやレクリエーションに親しんでいただけるよう、各種スポーツ教室の開催や体育祭を初め、各種スポーツ・レクリエーション大会を引き続き開催いたします。その内容、方法等につきましては体育協会と連携を図りながら協議を重ね、市民の皆様への健康増進及び体力維持、地域のコミュニケーション活性化に貢献できる大会を開催できるよう取り組んでまいります。

体力づくりセンター「ウエルネス新庄」は改修等を行い、各体育施設につきましても快適にご利用いただけるよう点検、整備に努めてまいります。

続いて、芸術・文化活動の振興でございます。芸術・文化の振興につきましては、中央公民館、新庄・當麻文化会館連携のもと、市民の皆様が多様な芸術・文化に触れることを通して、心豊かな人づくりができるよう努めてまいります。また、地域での学習活動を推進するため、多様なニーズに応じる各種の教室、講座等、学習の場を提供するとともに、市民の皆様には地域の公民館活動等にも積極的にご参加いただけるよう、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

続いて、心豊かな人づくりにつきまして、まず人権施策につきましては、市民一人ひとり

の人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、市民集会を初め、各種研修会等の啓発活動を継続して積極的に取り組み、人権意識の高揚、人権擁護に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画基本計画の目指す「性別にとらわれず一人ひとりの個性が輝く男女共同参画のまち・かつらぎ」を推進目標に、啓発活動に一層取り組んでまいります。

次に、安全・安心につきましてでございます。

市民の安全の確保。全国的に市民、とりわけ子どもたちを狙った犯罪が増加しており、犯罪に対する市民の不安を解消していくことは行政の大きな課題となっております。

そこで、市民一人ひとりが防犯に対する意識を持つとともに、学校、家庭、地域行政が一体となって犯罪を未然に防ぐ取り組みが重要となります。そして、子どもたちが身の危険を感じたとき、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に110番通報していただく、「こども110番の家」の表示旗を更新いたします。それに街灯の設置補助、近鉄尺土駅北側への防犯カメラの設置、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を引き続き実施し、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

また、暴力団から市民の皆様の安全で平穏な生活を守るため、昨年4月に施行いたしました「葛城市暴力団排除条例」の啓発に努めてまいります。

次に、交通安全対策では、「交通安全母の会」や「交通対策協議会」等の皆様にご協力をいただくとともに、交通指導員による指導、啓発等を行い、交通事故の防止に努めてまいります。

さらに、子育て支援の一環として実施しております、幼児2人同乗用自転車の新規購入につきましても、安全基準に適合する自転車に限り、購入費用の補助を引き続き実施してまいります。

続いて、自然災害や火災等への安全性の向上として、東日本大震災や台風12号災害等の教訓を生かし、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民が連帯して災害に対処できる、災害に強い組織と体制づくりとして、昨年各大字の危険箇所や避難経路、避難場所等についての調査を実施いたしました。その結果の再確認を行い、「地域防災マップ」を各家庭に配布し、自助・共助の精神が培われる自主防災組織の設立を推進いたします。さらに、要援護者への支援等、市民一人ひとりのきずなを深め、いざという時に助け合える安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

また、災害時に備えて増設いたしました防災倉庫への資機材の整備を行うとともに、小学校区単位の地域防災訓練につきましても引き続き実施してまいります。

さらに、近い将来に発生が想定される東南海・南海地震に備え、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す「耐震診断支援事業」や「耐震改修工事補助事業」を継続して実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指してまいります。

次に、住宅火災予防の強化を図るため、高齢者宅への防火訪問、事業所や自治会及び学校等での防火指導、並びに防火教育を実施いたしますとともに、住宅用火災警報器が未設置の住宅に対しまして、設置推進活動を継続的に進めてまいります。

また、各大字及び各事業所等に対する消防防災訓練指導も引き続き実施してまいります。

さらに消防・救助隊員に専門知識を習得させるための教育・訓練に努め、災害が発生した場合には消防団員との連携を図り、災害の被害をできる限り軽減するよう、現場での活動強化に努めてまいります。

続いて、市民生活の安心感の向上として、架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴う消費者トラブル等の消費者問題が年々増加・複雑化し、その手口も巧妙になってきております。このような消費者問題に対応するため、消費者相談窓口の充実を図る意味からも、引き続き御所市との間で広域連携を実施し、葛城市は毎週月曜日、御所市は毎週木曜日に相談の機会を設け、いずれの市におきましてもご相談いただける体制を整えてまいります。

また、失業者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。

次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、近年相談件数も増加しておりますので、引き続き新庄庁舎と當麻文化会館におきまして、弁護士による無料法律相談所を毎月1回ずつ開設いたします。あわせて奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもご利用いただき、市民の皆様の不安や心配ごとの解消に努めてまいります。

続いて、事故や病気に対する安心感の向上として、疾病を予防するための事業として、まず高齢者の方に対しては、肺炎を予防し、健康を保持していただくために、引き続き満65歳以上の方を対象として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成してまいります。

また、感染症の発症予防対策として、特に新年度から予防接種法に基づく定期接種に位置づけられた子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の重要性を周知するとともに、積極的にその接種勧奨を行ってまいります。また、一方ではがんの早期発見、早期治療につなげるため、特定年齢に達した方に子宮がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を配付して受診勧奨を行い、受診率の一層の向上に努めてまいります。

次に、休日夜間及び年末年始の救急対応につきましては、まず妊産婦の方に対しましては「産婦人科一次救急医療体制」に参加し、安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めてまいります。また、一般の急病等への対策といたしましては、葛城地区休日夜間診療所とともに、小児の深夜診療のため、橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担も引き続き行い、救急時医療体制の確保に努めてまいります。

次に、「AEDを宝の持ち腐れにさせない」を合言葉に、現在市内各施設への設置が進んでおりますAEDにつきましては、いざというときより多くの方が適切な操作ができるよう、AEDトレーナー器具を用いた救命講習会を継続的に開催いたします。さらに、救急隊員の知識や技能の向上を図り、より一層救急救命に万全を期してまいります。

続いて、バイタル調査事業でございます。安全・安心な生活を送るためには、日々の健康管理が極めて重要であります。そこで、緊急雇用創出事業の一環として、健康に不安を抱える高齢者や、ひとり暮らしで容易に医療機関にかかることのできない高齢者の方々を対象として、健康機器により健康データを調査いたします。この調査結果に基づき、市民の皆様の健康管理・健康増進の意識の向上を促進とともに、病気の早期発見や健康支援を図ってまい

ります。

続いて「食育」・「食」に対する安心感の向上と推進でございます。食生活は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが重要であります。

新年度は平成24年度に策定いたしました「葛城市食育推進計画」に基づき、乳幼児期から少年期、成人期、高齢者に至るまでの、ライフステージに応じた正しい食生活の推進を図ってまいります。また、安全・安心な食材を選択する力や健全な食習慣を身につける基礎を培い、食習慣の改善と生活習慣病予防に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら健全な食育の推進に努めてまいります。

保育所におきましては、乳幼児期の食習慣こそ食を営む力の基礎となるものであることから、引き続き地元野菜を取り入れた献立を中心に、望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成等、発達段階に応じた食育の推進を、菜園、クッキング活動等の体験を通じて充実してまいります。

次に、各幼稚園、小・中学校の給食につきましても、給食の材料購入助成を引き続き行いながら、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、今後も調理や献立に工夫を凝らし、全体でバランスのとれた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。

また、給食センターの新設に当たり、その用地に係る造成工事、既存建物の解体工事の実施及び実施設計の業務委託も進めてまいります。

続いて、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の運営でございます。国民健康保険につきましては、高齢化の本格的な進展や医療の高度化に伴い、医療費が年々増加する一方、今日の社会経済情勢を反映した被保険者の保険税負担能力低下により、非常に厳しい財政状況にあります。

このような状況のもと、国におきましては国民皆保険を堅持し、医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を将来にわたって確保するため、これまでさまざまな医療制度の改革が進められてまいりました。県におきましても、広域化等支援方針に基づき収支両面での都道府県単位化を目指し、検討が続けられているところでございます。

保険者に義務化された特定健康診査、特定保健指導は6年目を迎え、新年度から新たな実施計画に基づき、生活習慣病をより早い段階で発見して予防、及び改善を図っていくため、引き続き節目年齢対象者への無料クーポン券配布による一部負担金の助成等の事業を実施し、受診率の向上に努めてまいります。市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るとともに、医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度の施行開始から、保険料の軽減措置と制度の見直しが順次行われてきたところでございます。今後も、国におきまして高齢者医療制度のあり方について検討することとされております。本市におきましては、この制度の安定した運営が図られるよう、また高齢者の方々に安心して受け入れていただけるよう、広域連合と連携を密にし、高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

続いて、環境でございます。

快適な生活環境の保全として、本市の生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による貼り紙等の違反広告物の除去活動や、市内一斉清掃等の推進、各地域の環境委員会を初め、市民の皆様による不法投棄の監視体制の強化を実施してまいりますとともに、環境保全、災害防止の観点からは、「葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例」、及び「葛城市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」に基づき、適切な指導を講じてまいります。

次に、「地域新エネルギービジョン」につきましては、公共施設へのクリーンエネルギー導入の可能性を検討するとともに、市有地を活用したメガソーラー発電及び家庭用太陽光設備の助成方法を検討してまいります。あわせて新年度におきましては、平成24年度に策定いたしました第2期の「地球温暖化対策実行計画」を指標として、温室効果ガス排出の削減に努めてまいります。

また、ごみの減量化の施策といたしましては、「生ごみ処理機購入助成制度」の実施、及び生ごみを堆肥化する「おひさま堆肥事業」を、NPO法人と協働して更なる拡充を目指してまいります。それと同時に、ごみ資源化の施策といたしまして、分別収集の促進及び「再生資源集団回収助成制度」を引き続き実施してまいります。

次に、新クリーンセンターの建設につきましては、當麻クリーンセンターの解体撤去工事も終了し、進入道路にも新たに一部拡幅工事等を行いました。新年度は進入道路の未工事部分の拡幅整備を初め、施設の敷地部分の拡張造成工事及び焼却炉本体等の建設工事を進めてまいります。また一方では、クリーンセンター跡地利用につきましても地元協議を進めるとともに、新しい分別収集やその収集体制につきましても、引き続き検討を加えてまいります。

次に、下水道事業につきましては、引き続き管渠布設工事による面整備を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

自然環境の保全として、森林資源の保全につきましては、「奈良の元気な森林づくり推進事業」として、「施業放置林整備」や「獣害に強い里山づくり事業」等を引き続き実施するとともに、新規に「林道整備事業」を実施し、森林及び里山の機能回復に努めてまいります。それと同時に、山麓地域に被害が増大しておりますイノシシ等の鳥獣害対策につきましては、「鳥獣害防止対策協議会」の場で被害地域の方々や関係団体との連携を引き続き密にしながら、その被害防止に努めてまいります。

森林及び里山の機能回復に努めるとともに、ライフラインの柱ともいべき水道事業につきましては、その原水確保のため、これまでと同様に関係地域のご理解とご協力をいただく一方で、県営水道からも110万トンの受水を行い、更なる安定供給を図ってまいります。また、水質の安全対策に万全を期すとともに、竹内受配水池の緊急遮断弁設置工事及び各浄水施設の設備改良や配水管の布設工事等を引き続き行い、今後も効率的に安定した水道事業の運営並びに水道サービスの向上に努めてまいります。

吸収源対策公園緑地事業でございます。本事業は「社会資本整備総合交付金事業」として実施する地球温暖化対策を一層推進することを目的とし、温室効果ガス吸収源対策に資する

公園緑地の整備、または公園施設の緑化を推進するものでございます。引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、市民の皆様の憩いの場となる公園緑地づくりを進め、緑を身近に実感できるコミュニケーションの場としてご利用いただけるよう取り組んでまいります。

続いて、基盤整備でございます。

日常生活の利便性の向上として、新市建設計画事業に位置づけられた「尺土駅前周辺整備事業」につきましては、現在その工事の一部に着手させていただいているところでございます。引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、事業推進を図ってまいります。

また、「国鉄・坊城線整備事業」につきましても、関係者のご理解とご協力をいただきながら事業推進を図っているところでございます。大和新庄間柿本架道橋改築工事につきましては、受託会社である西日本旅客鉄道株式会社とともに事業推進を図ってまいります。また一方、県道樞原新庄線につきましては、関係者のご協力のもと用地買収が完了し、新年度も埋蔵文化財調査とともに、引き続き工事を進めていただける計画でございます。今後とも、早期完成にご努力願えるよう要望してまいります。

続いて、市民が主役となるまちづくりにつきまして、多くの市民の皆様がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とした「市民活動支援事業補助金」により、これまでさまざまな市民団体が市民公益活動の活性化事業に取り組んでくださっております。新年度も本補助金制度を引き続き実施し、「魅力のあるまち葛城市」の実現に取り組んでまいります。

続いて、徹底した行財政改革を行いながら、市民と一緒にまちづくりでございます。行財政改革につきましては、ハードとソフトの両面で検討してまいります。まずソフト面でございますが、本市の主要事業として、「事務事業市民判定会」を事務事業の評価の外部評価として位置づけ、引き続き開催してまいります。市民の皆様に本市の事業内容を公開の場で詳しくご説明申し上げ、ご理解いただくとともに、今後の事業展開の方向を判断する資料として、市民の皆様から継続するか民間委託にするか等のご判断やご意見をいただき、よりよい事業内容を模索してまいります。

続いて、ファシリティーマネジメントの推進でございます。次にハード面といたしましては、現在市が所有する施設の老朽化が進む中、新年度より新たにファシリティーマネジメント検討委員会を設立し、施設の適正な管理や活用、長寿命化等について協議・検討を重ねてまいります。また、緊急雇用創出事業によりまして公共施設調査業務委託を実施し、各施設の現状についてのデータを整理した上でシステム管理を行い、ファシリティーマネジメントに生かしていけるよう取り組んでまいります。

さらに、タウンミーティング等に積極的に参加させていただき、葛城市を思う市民の皆様的情熱に触れながら、そこで直接お伺いした貴重なご意見を市政に反映させるよう努めてまいります。

続いて、地域情報化施策の推進でございます。新年度は、平成24年度までに取り組んだ基幹システム共同化事業、図書館システム及び水道企業会計システムのほか、人事給与システ

ム、障害福祉システム、健康管理システム、戸籍システム、給食システム及びその他内部情報系システムの共同化を検討し、さらに大幅なITコストの削減と、行政サービスの質的向上を図ってまいります。

また、平成24年度に構築した統合型GIS（地理情報システム）の本格運用により、データの重複整備を防ぎ、各部署の情報交換、情報共有を行い行政の効率化を図るとともに、将来のデータ公開時にはより高度な行政サービスの提供を行ってまいります。

また、毎月発行の広報かつらぎやホームページは、行政と市民の皆様をつなぐメディアとして大変重要な媒体でございます。広報かつらぎは、市民の皆様にわかりやすく、読んでいただきやすい魅力あふれる紙面づくりや情報提供に今後も努めてまいります。また、ホームページは知りたい情報を容易に見つけることができるよう、画面構成や情報提示の仕方に工夫を凝らし、最新の情報をいち早く掲載できるよう、今後も努めてまいります。有料広告の掲載につきましても、その推進を図ってまいります。

次に、効率的で効果的な行財政運営でございます。市税の公平、公正を期し、自主財源の歳入を確保するため、24時間いつでも納付できるコンビニ収納を活用し、引き続き納期内納付の啓発を行うとともに、滞納処分等により市税収納対策の強化を図ってまいります。

一方、現在の厳しい社会情勢の中で、納期内納付が困難な方にはその生活実態の把握に努めながら、適切な収納対応を心がけてまいります。

次に、人材育成でございます。職員の人材育成につきましては、現在、人材育成基本方針に基づき推進を図っているところでございます。職員には強く意識の改革を求め、職員相互の研さんを進めるような職場づくりを行うとともに、全ての職員がそれぞれの能力を最大限に発揮し、市役所の業務は市民のためのサービス業であるという意識改革を積極的に進めるため、引き続き企業研修とあわせて県内外での研修を充実させてまいります。また、職員全員研修では現代のニーズに合った研修を実施し、職員の能力や努力、熱意、さらにチームワークの向上を図ってまいります。

人事評価制度につきましては、平成24年度は1次、2次評価者を見直し、評価のあり方について管理職を対象とする評価者研修を実施し、評価のばらつき範囲を極力少なくするよう取り組んでまいりました。また、評価制度や評価の内容等につきましても、人事評価制度検討委員会を設置して検討を行っているところで、職員が納得できる公平な評価制度の実現を推進してまいります。

産業、観光についてでございます。

地域産業の振興として、まず企業誘致につきましては、昨今の景気低迷により新規の誘致が困難な状況であるとともに、新聞等でも報道されておりますシャープ葛城工場の縮小等、企業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。そのような中で、私みずからが毎年市内企業の本社等に出向き情報収集することによりニーズをとらえ、その中から工場等の増設を希望される企業のご相談に乗らせていただいております。

工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町地区につきましては、今後も県との連携を図りながら優良企業等の誘致の受け入れを、また他の地区につきましては地域振興産業

の受け入れを、関係機関のご協力をいただきながら積極的に推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、「中小企業資金融資制度」「中小企業者経営改善資金利子補給」「小規模事業者特別小口融資保証料助成」を引き続き実施し、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行うとともに、保証協会や金融機関に対し情報収集を行い、更なる利用者の拡大が図れるよう検討してまいります。加えて、「商工会運営補助」等の支援を行い、商工会との連携を密にしながら、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向けて取り組んでまいります。

次に、本市における農業につきましては、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況にあります。このことを踏まえつつ、「葛城市農政活性化推進協議会」におきまして、「葛城市の農業や農地は市民で守る」を基本として、農業の活性化を図るべく、担い手対策、耕作放棄地再生利用、地産地消等を各地域の農業者や関係団体の方々と協議を重ねながら、次世代を見据えた農業施策の推進に取り組んでまいります。

また、葛城山麓地域7カ大字により設置されております葛城山麓地域協議会では、山麓地域の農業全般について、地域農業のあり方、担い手の育成及び営農のやりやすい条件づくり整備等について検討を進め、農地及び農業機械の有効利用に努めることによって低コストで生産性の高い農業を実践し、地域営農の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指しております。行政といたしましても相互協力しながら、これからの葛城市の新しい地域ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。

次に、ゆめフェスタ in 葛城につきましては、市民の皆様に交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業を初め、全ての産業の活性化を図り、そこに健康づくりも一体化することにより、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的に引き続き実施してまいります。

また、農業と商業を結びつけるための地域活性化事業につきましては、事業実施に係る測量設計業務等を進めているところでございます。引き続き関係者のご理解とご協力をいただきながら、積極的に事業推進を図ってまいります。

次に、土地改良事業につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

次に、歴史・文化の保全と交流の促進でございます。市内の歴史資産を守り、後世に伝えるため、まず必要なことは市民が葛城市の保有する文化財や伝統に親しみ、理解することにあります。そこで、昨年各家庭に配付させていただいた葛城市歴史読本を手にとる機会をふやしていただきますようお願いをいたします。また実質的な作業として、文化財保存事業や遺跡発掘調査等を国や県とともにを行い、大切な文化財の保全を図ってまいります。事業の主なものにつきましては、市内各所の重要文化財等の指定文化財保存修理等に対する事業助成や、市内遺跡の発掘調査等であります。

次に歴史博物館では、本年が竹内街道敷設1400年の記念の年に当たることから、竹内街道をテーマにした春の企画展を予定しております。

日本最古の正史である『日本書紀』の推古天皇21年冬11月条に「難波より京に至るまで大道を置く」という一文があり、ここに登場する「大道」が現在の竹内街道と考えられており

ます。今年はこの日本書紀の記事から数えて1400年の節目の年となり、これを機会に日本最初の国道とも称される竹内街道の成立に焦点を当て、数々の考古資料等を通して竹内街道の歴史をひもとき、ご紹介いたします。

また、秋の特別展について申し上げます。いわゆる天下分け目の戦いとも言われる関ヶ原の合戦前後、大和の国は豊臣家の大坂城を守る最前線であり、市内にあった「新庄陣屋」もその拠点の1つとして重要な地域でありました。それに対して、伊賀国と伊勢国は東国から大坂城を攻める最前線で行ってまいりました。本特別展では、大坂城を守る大和の城と大坂城を攻める伊賀、伊勢の城についてスポットを当て、市内外の歴史資料を通して本市にもかわりのある当時の歴史の真実の姿を市民の皆様にご紹介してまいります。

次に、観光の振興につきましては、當麻寺、石光寺、二上山、笛吹神社、置恩寺、飯豊天皇埴口古墳等の数多くの観光資源を活用し、PRを行うための施策を実施してまいります。

本年は當麻曼荼羅完成1250年記念として、奈良国立博物館におきまして「綴織當麻曼荼羅」を初めとする国宝、重要文化財等の寺宝、関連資料を加えた史上初の當麻寺展が、4月6日から6月2日までの2カ月間開催されます。

また本年は、先ほど申し上げましたように、竹内街道が敷設され1400年に当たることから、府県を超えて街道沿線の10の自治体（葛城市、大和高田市、橿原市、桜井市、明日香村、大阪市、堺市、松原市、羽曳野市、太子町）、奈良県、大阪府が一体となって「竹内街道・横大路1400年活性化実行委員会」を組織し、民間団体、企業、大学等とも連携し、竹内街道を多くの方に知っていただき、訪ねたくなる魅力あふれる街道を目指し、1400年記念特別列車を走らせてのキックオフイベントに始まり、首長サミット、ウォーキング、サイクリング、フォトコンテスト、物産展等、さまざまなイベントを行い、竹内街道の魅力を全国へ発信して、竹内街道のブランド化に取り組んでまいります。

この機会を活用して外国人観光客の誘致につなげるため、観光インバウンド事業として5カ国語による観光映像資料や観光パンフレットの作成等を行ったり、相撲館におきましては、観光協会、けはや相撲甚句会、観光ボランティアガイドの会等の団体と連携を図り、観光行政の充実を図りながら、葛城市の魅力の発信を行ってまいります。

以上、新年度の重点施策と市政運営につきましてご説明を申し上げます。冒頭にも申し上げますとおり、葛城市長として2期目の公務をスタートさせていただくに当たり、いま一度初心にかえって、私たちの愛するまち葛城市のために気力、体力、知力の限りを尽くしてまいります。もとより、「市民の皆様とともに進める市政運営」という姿勢にはいささかのぶれもございません。

私は市民の皆様が葛城市を愛し、葛城市民であることを誇りに思い、「私たちの葛城市」と自慢したくなるような「日本一のまち」の実現に向けて、今こそ「オール葛城のまちづくり」に取り組んでまいります。

議員の皆様を初め、市民の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げますとともに、今回提案しております諸議案につきまして、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、ここにお願いを申し上げます。

以上でございます。

寺田議長 施政方針は以上でございます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時30分

寺田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第2号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第2号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

記

住所 檀原市見瀬町●●番地の●

氏名 大西正親

昭和●年●月●日生

平成25年3月11日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

寺田議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第2号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の大西正親氏が本年4月1日付をもって任期満了となります。大西正親氏は平成21年から葛城市教育委員に就任し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関しまして識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き教育委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番、辻村君。

辻村議員 議第2号、葛城市教育委員会委員の任命に対して、葛城市の教育のことを第一に考え、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

大西正親氏は幅広く豊富な教職経験をお持ちになられ、平成21年4月より教育長として教職経験を活かされ、葛城市の教育行政に多大なるご尽力をいただきました。人格が高潔であり、高い識見を有しておられるので、教育委員として適任であると思います。

とりわけ、昨今の子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化し、さまざまな問題が起こっております。これは葛城市においても同様です。問題の中には、表面的には見えない内面的な部分で改善を要する事が数多くあると思われまます。

一部、例に挙げると、先生との信頼を築けず不登校になってしまった子どもについて、当事者である先生とお話をさせていただいた際、私の質問に対し、その先生の返答は人として不適切な発言をされました。そのとき私は憤りを感じましたが、余りにも情けなくなり、このことを追及する気にもならず、このような教員であれば子どもが信頼できないのは当然であることだと思いました。この事象については学校に報告しておりますが、その後、改善されたかどうかわかりません。その後の子どもや保護者からの先生の評判はよいとは受け取れないように感じられました。このようなことから、現在の不登校の原因が先生との信頼関係ということも少なくないと思われまます。

また、12月議会の一般質問の際、学校とスクールカウンセラーとの連携の必要性を述べ、現在問題を抱えている子どもが同じ繰り返しをしないように取り組んでいただくように申しましたが、残念なことに子どもは同じ繰り返しをしてしまったようです。未然に防ぐために意見を申し上げているにもかかわらず、このような事象が起こることに対し、教育委員会としてどのように取り組んでいくべきかを見直していただきたいと思ひます。学校で起こった事案については学校から報告を受けておられると思ひますが、実際に指導を受けている子どもたちや保護者からの話と、学校が教育委員会に報告された内容とに相違が生じているようにも思われたこともあります。

幸いにも、現在の葛城市では問題視される大きな事案は起こっておりませんが、些細な事案でも積もり積もって大きな事案として起こり得ることにもなりかねません。このようなことが生じないためにも、学校の報告からだけでなく、教育委員会として学校の実態を調査していただきたいと思ひます。葛城市は大変充実した教育に取り組んでいただいておりますが、その取り組みが表面的だけにならないよう、内面的な問題こそ真摯に受けとめ、いま一度見直していただくよう強く要望いたします。

最後に、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地域の公共事務のうち、教育、学術、文化に関する事務を行うために5人の教育委員をもって組織している合議制の執行機関です。教員委員の方々には、今後も住民目線、子ども目線で葛城市の教育行政が発展、成就していけるように取り組んでいただけることを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

寺田議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 おはようございます。ただいま報第1号で上程いただきました葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の平成25年度葛城市土地開発公社の予算書によりましてご説明申し上げます。

それでは1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、平成25年度葛城市土地開発公社の予算は次の定めるところによりまして、第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が3,500万5,000円、収益的支出は3,443万円となっております。

次に第3条、資本的収入及び資本的支出でございますが、資本的収入6,000万円、資本的支出が9,433万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,433万円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算内容の説明でございますが、4ページの方をお開き願います。平成25年度の事業計画書でございます。まず取得事業明細でございますが、公有地の取得事業といたしまして5,000万円の枠取りの予算計上でございます。

次に、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業用地といたしまして、売却原価が土地1筆630.92平方メートルで3,433万円、売却収益といたしまして3,484万5,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。平成25年度資金計画でございますが、まず受入資金では前期繰越資金が1億677万7,000円、公有地取得事業収益が3,484万5,000円、事業外収益が16万円、借入金が6,000万円、合計2億178万2,000円でございます。

一方、支払資金では、公有地取得事業費が6,000万円、一般管理費が10万円、借入金償還金が3,433万円、翌年度繰越資金が1億735万2,000円、合計2億178万2,000円でございます。

次に、6ページの方をお願いいたします。平成25年度4月1日から平成26年3月31日までの予定の損益計算書でございます。1番、事業収益では公有地取得事業収益が3,484万5,000円、2番、事業原価では公有地取得事業原価が3,433万円、差し引き事業総収益は51万5,000円でございます。3番、一般管理費では事業損出として10万円でございます。4番、事業外

収益では、受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益の合計が16万円でございます。事業収益51万5,000円に事業外収益16万円を加え、事業損出10万円を差し引きまして、経常利益は57万5,000円、当期純利益も同額の57万5,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。平成26年3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産の現金及び預金が652万2,000円、公有用地が5,000万円、代行用地が2億8,590万円、流動資産合計が3億4,242万2,000円、資産合計も同額の3億4,242万2,000円でございます。

次に負債の部では、流動負債の借入金が2億3,007万円、未払い金が0円、流動負債が合計2億3,007万円、負債合計も同額の2億3,007万円でございます。

資本の部では、資本金の基本財産が500万円、資本金合計額も同額でございます。

次に、準備金は前期繰越準備金が1億677万7,000円、当期純利益は57万5,000円、準備金合計が1億735万2,000円、資本合計は1億1,235万2,000円でございます。

負債・資本合計は3億4,242万2,000円、上記資産合計と同額でございます。

次に、8ページの方をお開きください。収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。まず収入の部でございますが、公有地取得事業収益では公有地売却収益が3,484万5,000円、事業外収益の受取利息が1万円、雑収益は15万円、収入合計3,500万5,000円でございます。

次に、9ページの方をお開きいただきます。続きまして支出の部でございますが、事業原価といたしまして公有地売却原価が3,433万円、一般管理費の経費では需用費が5万円、負担金として2万円、公租公課は3万円で、経費の合計が10万円、支出合計が3,443万円でございます。

次に、10ページの方にお進みください。資本的収入及び支出予算の説明書でございます。収入の部といたしまして借入金で6,000万円でございます。

次に、11ページの方をお開きいただきたいと思っております。支出の部では公有地取得事業費が6,000万円、借入金償還金が3,433万円で、支出合計9,433万円でございます。

最後になりますが、2ページの方にお戻りいただきたいと思っております。第1表の収益的収入及び支出予算でございますが、先ほど8ページ、9ページで説明いたしましたとおり、収入は事業収益3,484万5,000円と事業外収益16万円で、合計3,500万5,000円、支出は事業原価3,433万円と一般管理費10万円の合計で3,443万円でございます。

最後に3ページの方をお開きください。第2表の資本的収入及び支出予算も、先ほど10ページ、11ページで説明いたしましたように、収入は資本的収入6,000万円、支出が公有地取得事業費で6,000万円に、借入金償還金につきましては3,433万円の、合計9,433万円でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますのでご了承願います。

次に、日程第6、議第3号から日程第9、議第6号までの条例の制定及び改正議案4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第3号から議第6号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に議第3号、葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されました。それに伴い、同法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、対策本部の組織、会議、対策本部の部等について定めるものでございます。

法の施行の日から施行するものでございます。

次に、議第4号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布により、障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改正されることに伴い、本条例中の障害者自立支援法の文言の改正等を行うものでございます。

第2条及び第3条の規定は、平成25年4月1日から第1条及び第4条の規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第5号、葛城市水道法施行条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による水道法の改正に伴うものでございます。これまで水道法施行令等で定められていた布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格について、水道事業を営む地方公共団体の条例で定めることとなったため、安全・安心な体制での水道事業サービスの提供を行うべく、本条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

最後に、議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、臨時または非常勤の職員の給与に関する規定は本条例の第17条の3

において規定しておりますが、最高裁判所における裁判において、その職に応じた給与の額等、またはその上限等の基本的事項が条例において定められるべきであるとの判断が示されたため、本条例を改正するものでございます。

まず、第17条の3では臨時職員に対し支給する給料及び手当の種類、並びに非常勤の職員に対し支給する内容を規定するものでございます。第17条の4及び第17条の5では臨時職員に対する給料の額、及び非常勤の職員に対する賃金の額の上限額を定める規定でございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号、議第6号の2議案につきましては総務文教常任委員会に、議第4号、議第5号の2議案につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第7号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第7号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどご説明いたしました障害者自立支援法の改正に伴い、本規約中の障害者自立支援法の文言の改正等を行うものでございます。

第1条の改正規定は平成25年4月1日から、題名及び第2条の改正規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第7号につきましては民生水道常任委員会付託し、審査願います。

次に、日程第11、議第8号から日程第18、議第15号までの平成24年度各会計補正予算8議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第8号から議第15号までの8議案につきまして、一括して提

案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億4,913万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ167億6,262万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、国の予備費等の活用に伴う消防救急デジタル無線整備事業や忍海小学校及び白鳳中学校屋内運動場の地震補強・大規模改造事業の追加、また国の1号補正予算での日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴う事業の追加、その他事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等を行うものでございます。

第2条では磐城第2保育所整備事業及び国鉄・坊城線整備事業に係る継続費の補正、また第3条では繰越明許費の追加といたしまして、し尿中継槽撤去及び建設事業、市単独土地改良事業、農業体質強化基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業、全国瞬時警報システム自動起動整備事業、消防救急デジタル無線整備事業、忍海小学校南棟地震補強・大規模改造事業、白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造事業、當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業の15事業の追加をお願いするものでございます。

第4条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第9号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,210万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億4,752万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者療養費の減額、並びに一般被保険者療養給付費の追加によるものでございます。

次に、議第10号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,292万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億6,598万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、保険給付費の追加によるものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万円8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,855万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、介護予防支援事業費の追加によるものでございます。

次に、議第11号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,632万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億8,351

万5,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、国の補正に伴う流域下水道建設負担金の追加、下水道事業費の確定に伴う国庫支出金等の額の調整等を行うものでございます。

次に、議第12号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,333万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,981万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額を行うものでございます。

第2条では繰越明許費といたしまして、学校給食センター建設事業をお願いするものでございます。

次に、議第13号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ303万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ384万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、住宅新築資金等の償還に伴う貸付金回収管理組合からの配分金を追加し、公債費の償還金を一部繰り上げ償還するものでございます。

次に、議第14号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、霊苑周回道路整備工事に係る1,220万円の工事請負費を平成25年度会計に繰り越すものでございます。

最後に、議第15号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、水道事業収益では6,760万円を減額いたしまして、水道事業収益の総額を6億6,645万5,000円に、水道事業費用では3,822万円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億5,951万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、水道事業収益では大口使用者の使用水量の減少に伴います水道使用料の減額、水道事業費用では大口使用者の使用水量の減少に伴います県営水道受水費の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本8議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8議案につきましては、3つの常任委員会及び2つの特別委員会へ付託いたします。総務文教常任委員会には議第8号の関係部分、及び議第12号の2議案を、民生水道常任委員会には議第8号の関係部分、そして議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の6議案を付託いたします。都市産業常任委員会には議第8号の

関係部分及び、議第13号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。そして、新クリーンセンター建設事業特別委員会には議第8号の関係部分を、尺土駅前広場周辺整備事業特別委員会には、同じく議第8号の関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第16号から日程第28、議第25号まで、新年度予算10議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第16号から議第25号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は184億6,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと29億1,600万円、率にして18.8%の増となっております。

主な事業といたしましては、地域循環型社会形成推進事業、団体営土地改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業、体力づくりセンター整備改修などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が35.6%、普通建設事業費などの投資的経費が31.2%、繰出金、物件費などのその他が33.2%となっております。

歳入につきましては、市税では38億6,667万8,000円で前年度比5.2%の減、地方交付税では38億7,000万円で前年度比3.8%の伸びを見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしましては8億5,531万2,000円を計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例事業ほか4事業の起債の限度額を45億240万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は41億300万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2億円、率にして5.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で27億9,410万1,000円、後期高齢者支援金等で5億6,382万5,000円、介護納付金で2億3,781万円、共同事業拠出金で4億4,671万5,000円、特定健康診査・特定保健指導を含め、保健事業費として3,776万9,000円となっております。

これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事

業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は19億9,460万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,090万円、率にして1.6%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で19億507万1,000円、地域支援事業費で5,590万円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では予算の総額は2,920万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと235万円、率にして8.8%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,997万8,000円となっております。これらの財源には、介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を7,000万円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第19号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億9,900万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと500万円、率にして0.3%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、維持管理費で3億1,917万2,000円、公共下水道事業費で2億2,767万6,000円、公債費で10億5,215万2,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を1億6,220万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議第20号、平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は6億80万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億4,580万円、率にして32.0%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、給食材料費で1億8,331万7,000円、学校給食センター建設事業費で3億2,146万1,000円となっております。これらの財源には、学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第21号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は80万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと9,000円、率にして1.1%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、公債費の償還で55万6,000円となっております、これらの財源には貸付金回収管理組合配分金を見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものがございます。

次に、議第22号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4,290万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2,224万円、率にして107.6%の大幅な増となっております。

歳入の主なものとしたしましては、平成25年度は墓地公募の年であり、霊苑使用料B区画換算で50区画2,250万円、繰入金で1,578万2,000円を計上させていただいております。

歳出の主なものとしたしましては、霊苑周回道路等の工事請負費で1,400万円、積立金で2,305万4,000円を計上させていただいております。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものがございます。

次に、議第23号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,152万7,000円でございます、前年度当初予算額と比較いたしますと307万6,000円、率にして16.7%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、職員給与等で683万8,000円、介護認定審査会委員報酬で438万円、障害程度区分判定審査会委員報酬で90万円などとなっております、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億190万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと290万円、率にして1.0%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で2億9,905万円となっております、これらの財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第25号、平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成25年度の業務予定量としたしまして、給水戸数が1万3,520戸、年間総配水量は461万9,000トンを予定いたしております。

収益的収入は6億5,107万3,000円、収益的支出は6億4,244万8,000円でございます、支出の主なものとしたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億7,848万2,000円、総係費で9,032万3,000円、減価償却費で1億7,240万円となっております。

次に、資本的収入は5,931万5,000円、資本的支出は3億2,398万5,000円でございます、不足する2億6,467万円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号から議第25号までの10議案につきましては、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後2時40分

寺田議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでご報告をいたします。

予算特別委員会委員長、西川弥三郎君、同じく副委員長、中川佳三君。

以上でございます。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、13日、14日、28日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、15日午後2時から総務文教常任委員会、18日午後2時から都市産業常任委員会、19日午後2時から民生水道常任委員会、21日午前9時30分から新クリーンセンター建設事業特別委員会、同じく21日午後2時から尺土駅前広場整備事業特別委員会、22、25、26日、いずれも午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後2時42分